

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年3月7日

香川県知事 浜田 恵造

【ゆめタウン高松】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社イズミ 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	ゆめタウン高松 高松市上天神町高田314番1ほか								
変更した事項	1 建物設置者の代表者及び所在地 <table border="1"><tr><td>変更前</td><td>株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号</td></tr><tr><td>変更後</td><td>株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号</td></tr></table> 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 <table border="1"><tr><td>変更前</td><td>株式会社イズミほか85社</td></tr><tr><td>変更後</td><td>株式会社イズミほか89社</td></tr></table>	変更前	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号	変更後	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	変更前	株式会社イズミほか85社	変更後	株式会社イズミほか89社
変更前	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号								
変更後	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号								
変更前	株式会社イズミほか85社								
変更後	株式会社イズミほか89社								
変更年月日	上記1：平成25年11月25日 上記2：平成23年9月30日ほか								
変更理由	上記1：建物設置者の本社移転のため 上記2：小売業者の入退店及び社名、代表者、住所変更のため								

2 届出年月日

平成26年2月18日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部産業振興課
縦覧期間	平成26年3月7日から平成26年7月7日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成26年7月7日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【ゆめタウン丸亀】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社イズミ 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	ゆめタウン丸亀 丸亀市新田町字橋本186番3ほか								
変更した事項	1 建物設置者の代表者及び所在地 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>変更前</td> <td>株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号</td> </tr> </table> 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>変更前</td> <td>株式会社イズミほか53社</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>株式会社イズミほか51社</td> </tr> </table>	変更前	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号	変更後	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	変更前	株式会社イズミほか53社	変更後	株式会社イズミほか51社
変更前	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号								
変更後	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号								
変更前	株式会社イズミほか53社								
変更後	株式会社イズミほか51社								
変更年月日	上記1：平成25年11月25日 上記2：平成23年10月30日ほか								
変更理由	上記1：建物設置者の本社移転のため 上記2：小売業者の入退店及び社名、代表者、住所変更のため								

2 届出年月日

平成26年2月18日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課
縦覧期間	平成26年3月7日から平成26年7月7日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成26年7月7日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号

## 【ゆめタウン三豊】

## 1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社イズミ 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 株式会社マルナカ 香川県高松市円座町1001番地												
大規模小売店舗の名称及び所在地	ゆめタウン高松 高松市上天神町高田314番1ほか												
変更した事項	1 建物設置者の代表者及び所在地 <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ダイキ株式会社 代表取締役 佐藤 一郎 愛媛県松山市美沢1丁目9番1号</td> </tr> <tr> <td>変更前</td> <td>株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 幸 愛媛県松山市美沢1丁目9番1号</td> </tr> </table> 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>株式会社イズミほか40社</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>株式会社イズミほか44社</td> </tr> </table>	変更前	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号		ダイキ株式会社 代表取締役 佐藤 一郎 愛媛県松山市美沢1丁目9番1号	変更前	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号		ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 幸 愛媛県松山市美沢1丁目9番1号	変更前	株式会社イズミほか40社	変更後	株式会社イズミほか44社
変更前	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号												
	ダイキ株式会社 代表取締役 佐藤 一郎 愛媛県松山市美沢1丁目9番1号												
変更前	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号												
	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 幸 愛媛県松山市美沢1丁目9番1号												
変更前	株式会社イズミほか40社												
変更後	株式会社イズミほか44社												
変更年月日	上記1：平成25年11月25日及び平成25年5月20日 上記2：平成22年2月14日ほか												
変更理由	上記1：建物設置者の本社移転のため 上記2：小売業者の入退店及び社名、代表者、住所変更のため												

## 2 届出年月日

平成26年2月18日

## 3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び三豊市政策部産業政策課
縦覧期間	平成26年3月7日から平成26年7月7日まで

## 4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成26年7月7日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び三豊市政策部産業政策課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
---------	--

提出先

〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号  
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ